

公害・環境

日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース

2009.1 No.

42

CONTENTS

特集 ラムサール条約締約国会議 …1
ラムサール条約締約国会議に参加して ……1
有意義だった世界NGO湿地会議 ……2
NGOの活動成果と世界湿地NGOネットワーク（仮称）の発足 ……3
アメリカ ワシントンDC調査報告 ……4
日弁連特別研修「地球温暖化対策の基礎と弁護士の役割」 ……5
安全？必要？温暖化に有効？核燃料サイクルへの疑問 ……6
シンポジウム「水俣病の抜本的救済を目指して」の報告 ……7
セミナー「徹底検証！環境影響評価法改正への提言」 ……8
意見書の紹介 ……8

特集 ラムサール条約締約国会議

2008年10月28日から11月4日にかけて、韓国の昌原（チャンウオン）で第10回ラムサール条約締約国会議（COP10）が開催されました。ラムサール条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用（Wise Use）を進めることを目的とする条約です。アジアで締約国会議が開催されるのは、1993年の釧路（第5回、COP5）以来2回目となります。

同会議では、条約の履行状況について報告が行われたほか、本会議に先だって開催されたNGO会議の結論についても紹介されました。決議案については会議4日目から審議され、合計32本の決議が採択されています。

日弁連や九弁連等からも総勢21名の弁護士が参加し、NGO会議で日弁連の湿地保全についてのこれまでの活動を報告したほか、本会議の間中はエキシビジョンコーナーにブースを設け、ポスターを展示したりパンフレットを配布したりして、これまでの取り組みについてPRしました。本号の特集では、ラムサール会議の様や、直前に開催されたNGO会議での議論状況、また、NGOの精力的な活動の成果についてご報告します。

■ ラムサール条約締約国会議に参加して

釧路弁護士会 荒井 剛

10月28日に開催されたオープニングセレモニーでは、湿地保護に大きく貢献した個人・団体に贈られるラムサール賞（環境教育部門、湿地管理部門、科学部門）の授賞式が行われました。これらの賞は、1996年に創設され、授賞者には、副賞としてエビアン賞（賞金）が授与されます。エビアンがラムサール条約のパートナーであるため、会場内にはエビアンのペットボトルが至るところに置かれておりました。当然無料です！

期間中、本会議と並行して毎日10程度のサイドイベントが行われておりました。サイドイベントでは、各国、各地域における湿地の現状・問題点の説明や新たにラムサール条約に登録された湿地の授与式などが行われ、私は、日本の環境省主催のサイドイベントに参加しました。50人程度が入るほどの会議場でした。まず、環境省が国内ラムサール登録湿地の現状をプレゼンし、その後、市町村による取組みとして、高島市が

琵琶湖、釧路市が釧路湿原の取組みをそれぞれプレゼンしておりました。現在、釧路湿原では自然再生事業の一環として釧路川の再蛇行化事業が実施されております。事業の妥当性はともかく、環境省も釧路の再生事業を取り上げるなど世界にアピールしやすい題材なのだなと感じました。

ところで、今回、日本では新たに宮城県化女沼、山形県大山上池・下池、新潟県瓢湖及び沖縄県久米島がラムサール条約湿地に登録され、その授与式が行われました。これで国内の登録湿地は37カ所です。授与式は盛大なものではなく、ラムサール条約事務局事務次長のデビッドソン氏が表彰状を読み上げ、それを手渡すといった質素なものでしたが、授与式のために日本から来られた各市町村の代表者は、照れくさそうに英語でのスピーチを披露していました。

本会議場に隣接した会場では、世

界中のNGOが展示ブースを設けられていました。開催場所が韓国ということもあり、日本と韓国からのNGOブースが半数を占めていました。

日弁連ブースでは、諫早湾干拓事業や泡瀬干潟の埋め立てに関する意見書、湿地保全要綱案を作成してきたことを説明したポスターを展示しました。ブースには色々な人が訪れてくれました。韓国の男子学生を始め、なぜ弁護士がこのような活動をしているのかと聞かれたり、韓国でマナヅルを絶滅の危機から救った男性の話が最近本になったと言って、その男性のサイン入り特別限定本を寄贈されたりもしました。

国際会議に直接触れることができたことは大きな収穫でした。3年後にルーマニアで開催される予定のラムサール条約締約国会議にも参加してみたいと強く思いながら韓国から帰国しました。

有意義だった世界NGO湿地会議

仙台弁護士会 佐藤 由麻

1 はじめに

2008年10月26日・27日の両日、韓国のスンチョン（順天）市において、第10回ラムサール条約締約国会議（COP10）に向けた世界NGO湿地会議が開催されました。世界31カ国から400人以上が集まり、水田における生物多様性と賢明な利用の保護、湿地の賢明な利用と賢明でない利用などについて報告と協議が行われ、27日午後にはスンチョンNGO宣言が採択されました（後掲記事も参照）。

2 水田、特に「ふゆみずたんぼ」の可能性

今回のNGO会議、本会議を通じて際立っていたのは、水田に対する世界の注目の高さでした。本会議においても、日韓共同で提出した「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」についての決議（いわゆる「水田決議」）が採択されましたが、これに先立ち、NGO会議においても、貴重な報告と協議が行われました。

まず、呉地正行氏（日本雁を保護する会会長）による基調報告があり、生物多様性及び持続可能な農業という両面から水田が重要であること、特に稲作を行わない冬期に田に水を張る「ふゆみずたんぼ」は、渡り鳥を含む多様な生物が生息可能となり、農業についても価値の高い米を生産することができるという、生物・農業両方に恩恵を与えるものであるとの報告がありました。「ふゆみずたんぼ」を行っている水田として、宮城県の蕪栗沼（2005年ラムサール条約登録湿地）が紹介されました。

また、Ignasi Ripoll氏により、スペインのエプロデルタにおいて、1996年から実施された、水田を3つの区域に分けてそれぞれ異なる農法を行い、有機農法の効果につき環境面、経済面から検証したプロジェクトが紹介されました。その結果、有機農法では、最も多くの生物の種が復活し、また3種の水鳥について最も数が多く見られたこと、更に、経済面についても、有機農法は費用がかかる一方、最も収益が大きいことが分かりました。また、「ふゆみずたんぼ」を始めたことで、水鳥の個体数は明らかに増加したことが報告されました。

冬期湛水は、雑草や、稲の生育、生産性への悪影響が懸念されますが、上記各報告によれば、水深の管理をすることで雑草を抑制することができ、又、生産量が減ってもその分価値の高い米を生産することができる、とのことでした。

このように、自然環境と人間の営みのいずれにも有益である水田、特にふゆみずたんぼの可能性は、人間と環境の共生に希望を感じさせるものでした。

このように、自然環境と人間の営みのいずれにも有益である水田、特にふゆみずたんぼの可能性は、人間と環境の共生に希望を感じさせるものでした。

3 環境問題への取り組みに工夫を

一方で、韓国のセマングム開拓、日本の諫早干潟の問題等、深刻な環境破壊を止めることができていない現状が再確認されました。環境の問題と経済発展は、なかなか両立しないことが多いのが事実だと思いますが、一度破壊された自然を回復させる

ことは、今ある環境を保全することよりもずっと困難です。

そのような中で、今回のNGO会議では、一度失われた湿地を復元した国を表彰する国際湿地復元賞の設立が提案され、スンチョンNGO宣言の中にも盛り込まれました。このような賞の設立は、失われた湿地の回復という困難な作業への意欲を高めるのに有効ですし、対象をラムサール登録湿地に限らない点で、広く湿地の回復に繋がるのではないかと思います。環境問題に向き合っていく上で、互いにアイデアを出し合い、モチベーションを上げる工夫をしていくことの大切さを感じました。

4 まとめ

人間も自然環境の一部であることからすれば、環境問題とはまさに私たちの生活そのものについて考えることだと言えます。環境の問題からは誰一人として無関係ではいられないし、一方、大多数の人が継続して取り組まなければ改善につながらない問題であるといえます。今回のNGO会議での熱気と危機感を、多くの人に広め、持続して問題に取り組んでいけるような工夫が必要だと感じました。



■ NGOの活動成果と世界湿地NGOネットワーク (仮称)の発足

日本湿地ネットワーク副代表 柏木 実

世界各国および韓国から400人を超える人々が参加した世界NGO湿地会議について、日本からの参加者は105人でした。これだけ多くの人たちが、ラムサール条約に向けて地域から何らかの発信をしようと考えていた、ということは予想できないことでした。

ラムサール条約は4つの国際NGO団体(注)が作った政府間条約で、NGOの参加に向け開かれています。これまで、先住民・地域住民の参加に関する決議も採択されてきました。しかし、条約の実施段階において、現場で活動する人々、草の根NGOの声は取り上げられませんでした。現場で生活し・運動する人々の声が無視されたために、日本の諫早や藤前、泡瀬と同じ賢明でない開発事業が世界で無数に行われてきました。

それに対して声を上げようと、釧路で行われた1993年のCOP 5以降、3年ごとの締約国の会議では事前のNGO会議や、本会議中のNGO打ち合わせなどが組織されてきました。しかしCOP後に継続する体制が作れなかったため、2005年のCOP 9(ウガンダ)では事前のNGO湿地会議が近隣数か国だけで行われ、また、会議中のNGOの参加に関しても大きな制約がありました。NGOが声を合わせて発言することの大切さは誰もが認識していながら、国際NGOの援助もない中で、各自の活動の忙しさから、世界に呼びかけて準備をするという体勢が作りきれなかったのです。さらに本会議では、締約国ではないNGOなどからの意見を取り上げることを抑えよ、と主

張する政府代表がひとつの勢力をなすという状況でした。

今回の世界NGO湿地会議は「ラムサールCOP10に向けた韓国NGOネットワーク」の主催でした。韓国のNGOは2005年のCOP 9で「次回にはNGO会議を開く」と約束したことを実現したのです。まず韓国国内のNGOに呼びかけて、湿地の大切さ、ラムサール条約の意義について学ぶ会合を積み重ね、日本を含むいくつかの国を訪れてその経験を学びました。それらの準備を経て韓国ネットワークが設立されたのはやっと2008年2月でした。この間、韓国では諫早湾干拓の11倍の面積を持つセマングム干拓事業をはじめとするさまざまな沿岸湿地破壊事業が進行し、現大統領が選挙公約に掲げた国内4大河川をつなぐ大運河計画が出され、現実の破壊を食い止めるのに精一杯で、実際ラムサール会議どころではない状況でした。この中で韓国のNGOをつなげたのが、「水田決議」を日韓NGO共同でそれぞれの政府に働きかけ、実現させようという動きでした。

世界NGO湿地会議では「湿地の広報・教育・参加・啓発活動」、「水田を含む湿地の賢明な利用と賢明でない利用」、「湿地政策への提言」、「世界の湿地NGOのネットワーク」について討議が行われました。「NGOはラムサールCOPに向けて積極的に発言し、世界のNGOとしてまとまった意見を発信する『世界湿地NGOネットワークWWN(仮称)』を発足させる。」というスンチョンNGO宣言を採択しました。

COP本会議の期間中、NGOはポ

スター展示、サイドイベントや、メディアに向けた日韓共同のセマングム・ナクトンガン・諫早・泡瀬・三番瀬の開発に反対する会場外のパフォーマンスをはじめ、さまざまなアピールも行われました。本会議に向けても草の根NGOは発信を行いました。すべての決議案の討議に先立ってスンチョンNGO宣言を発表しました。水田決議はNGOと政府の絶妙な協力によって成立しました。また、決議案X.13の「韓国のすべての沿岸湿地の生態系に対する悪影響について報告」するようにとの勧告を削除する提案をした韓国政府に対して、韓国NGOは粘り強く交渉し、「保護区域の沿岸湿地」という形で残すという合意を取り付けました。

今WWNは次回2012年のルーマニア会議に向け、事務局体制作りに取り掛かっています。このネットワークを確立すれば、締約国会議にも、各国内の条約実施に対しても草の根NGOの意見をより反映していくことが可能になります。最近、有明・泡瀬の裁判で湿地を破壊する大規模公共事業に見直しを迫る画期的な判決が出ましたが、今後このような裁判例を定着させるためにもWWNの動きを進めることが極めて重要です。私たちのこのような取組みを通して、ラムサール条約が目指す世界の湿地保全に向けて一歩でも前進することができればと考えています。

注：現在のIUCN、バードライフ、WWF、世界湿地保全連合

アメリカ ワシントンDC調査報告

■ 国家環境政策法 (NEPA) について

沖縄弁護士会 金高 望

私たちは、2008年9月、アメリカの国家環境政策法 (NEPA) について調査するため、ワシントンDCを訪問し、環境保護庁 (EPA) や環境諮問委員会 (CEQ) といった官公庁のほか、いくつかの環境NGOからヒアリングを行いました。

NEPAは、手続法です。手続を尽くせば、その結果環境への悪影響が明らかになったとしても、NEPA違反にはなりません。しかし、NEPAが求める手続をきちんと履行しなければ、市民は訴訟を提起し、適切な手続の履行や事業の停止を求めることができます。

そして、NEPAの対象となる行為は、極めて広範囲に及びます。連邦政府が関係するほとんどあらゆる事業 (許認可の対象となる民間事業も

含まれます) と、さらには立法行為までがNEPAの対象になります。

このようにして、市民は、連邦政府が関わる幅広い事象について、NEPAの定める手続が履行されているか監視し、適切な環境影響評価手続を要求することができます。手続に手抜きやごまかしがあれば、責任官庁は、容赦なく市民からの訴訟の洗礼を受け、時に事業の停止に追い込まれます。私たちが訪問した環境NGOでは、とても日本では想像もつかないような訴訟を数多く手がけ、実際に勝利を重ねて、環境影響評価手続を実施させたり、事業を止めることに成功していると聞きました。

日本の環境影響評価法も手続法ですが、市民が事業者の手続違反を司

法的に質す制度が規定されていません。事業者により恣意的な調査や評価が行われても、市民がこれを司法的に質すことができないので、結局、事業者は「環境への影響は小さい」という結論に基づいて、許認可を取得し、事業に着手できてしまいます。同じ手続法でも、その手続の誠実な履行を司法的に担保する制度があるかどうか、その差は大きいと言わざるを得ません。

日本の環境影響評価法は、まもなく施行から10年の見直し時期を迎えます。事業者を性善的に信頼する現行法の限界は明らかです。何としても日弁連の意見を反映した改正を勝ち取りたいところです。

■ 温暖化政策について

大阪弁護士会 和田 重太

ワシントンDCでは、米国の温暖化対策の動向も調査しました。

米国では、一部の州や地域レベルで、温室効果ガスの総量規制を前提としたキャップアンドトレード型排出量取引制度 (C&T) を既に導入しています。また国レベルでも、C&T導入を目指す法案が国会で活発に議論されており、民主党議員のみならず共和党議員中からもC&Tの支持者が現れています。支持の理由は、例えば、温暖化が進めば資源不足によって難民が増える等して、不安定な地域が発生しテロリストが増加する等の懸念があることです。そして、国会での議論はC&Tの具体的かつ詳細な制度設計にまで及んでいます。米国経済界でも、国内で一部の地域だけにC&Tを導入するよりは米国全体で一律に導入する方が良いと考える企業や、温暖化対策

に向けた新技術が発展すれば新しい雇用も生じるが故にC&T導入に賛成する企業が相当数存在します。以上のような状況から、ブッシュ政権下では後ろ向きだった温暖化対策やC&T導入に向けた政策が、2009年初の政権交代後に一気に前進するであろうと予想されています。

翻って日本で2008年秋に開始された「排出量取引制度の試行」は、米国にて近い将来可決されるであろうC&Tとは全く異質のものです。米国で議論される制度は温室効果ガス排出総量を規制しその排出上限を各事業所に割り振った上で、現実的に余分に削減したため発生する余剰排出枠 (排出許容量) を取引の対象にする制度です。ところが、日本の「排出量取引制度」試行では、制度への参加が自主的なものとされ、また各排出主体の排出量目標も自主設定す

るもので、しかもその排出目標には原単位 (生産量当たりの排出量) を用いることも許されます。従って、排出総量が国によって規制されるわけではありません。

これ以上温暖化を進行させないため世界で温室効果ガス排出の大幅な削減が必要ですが、そのためには事業者らの自主的努力だけでは足りず、国家による排出規制が必要でしょう。既にEUではC&Tが導入されていますが、このままでは、近い将来EUや米国にて成熟したC&T制度に日本も追従するしかなく、C&Tの制度設計について日本で独自に議論を行う機会を失うことになるでしょう。日本でも早急にC&T導入に向けた議論が活性化することが望まれます。

■ 日弁連特別研修

「地球温暖化対策の基礎と弁護士役割」

1 研修の目的

地球温暖化により、各地で異常気象や生態系への影響が報告されており、国際的な取り組みが必要とされています。わが国は京都議定書に基づき、第1約束期間（2008年～2012年）に、温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減する義務を負っています。この目標を達成するために「地球温暖化対策の推進に関する法律」などを制定し、排出権取引の試行準備が進められています。

今後、市民の温暖化問題への関心はますます高まり、これと同時に温暖化対策に関連する法律相談が増加すると思われます。そこで、温暖化の原因、予測シナリオ、国際的協調の動向、国内の法整備の実態、条例の対応などの基礎的情報を提供するとともに、簡易なQ&A形式で予想される法律相談への回答例を示すことを目的として、2008年9月26日、日弁連会館にて標記研修会を開催しました。

2 研修会の内容

まず、NPO法人気候ネットワーク理事長であり京都弁護士会所属の浅岡美恵会員から「地球温暖化進行のシナリオおよび世界の温室効果ガス削減の取り組み」と題する講演が行われました。このなかで、特に気候変化の原因は人為的なものかという点について、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第3次報告および第4次報告では、最近50年の温暖化は人為起源のものであるとの結論が示されていることが紹介されました。また、世界平均気温が1990年レベルから1～2℃増加すれば生態

系に重大なリスクが生じるおそれが高いとのことでした。

次に、Q&Aでは、カーボン・オフセット商品の販売に関する相談、テナントビルの「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（通称「省エネ法」）対応に関する相談、家庭用太陽光発電設備の購入に関する相談、弁護士事務所の自主的取り組み事例に関する相談という4事例をあげ、現在の法律・条例およびガイドライン等の解説をおこないました。

カーボン・オフセットについては、カーボン・オフセット年賀はがき、CO₂ゼロ旅行企画商品、CD販売、ライブやサッカー試合などで実際に行われている取引の仕組みや、環境省作成の環境表示ガイドラインなどの具体例が取り上げられ、伊達雄介会員が現状と課題を解説しました。

テナントビルの省エネ法対応については、省エネ法対象者の範囲および報告義務の内容、報告内容の評価および行政の予想される対応などについて、千葉恒久会員が解説しました。

家庭用太陽光発電設備については、導入時の支援制度、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（通称「RPS法」）に基づく売電制度、グリーン電力証書などについて、吉田雄大会員が解説しました。

法律事務所の取り組みについては、エコアクション21の認証を取得している弁護士法人赤津法律事務所について、赤津加奈美会員が、環境方針、環境目標設定とその実績、具体的な

第一東京弁護士会 佐藤 泉

電力および液化天然ガス削減の取り組みを具体的に説明しました。

3 研修会の成果

研修会の当日参加は全国で133名、また事前申し込みで資料を受領した会員は406名で、全体として539名の参加となり、温暖化問題に関する会員の関心の高さが分かりました。温暖化の影響については、テレビや雑誌などで断片的には情報がありますが、法律家を対象とした解説は少ないため、会員にとっては興味ある内容であったものと思われます。また、日常的な法律相談を想定したことから、弁護士実務にも反映できる分かりやすい内容となりました。

さらに、研修会資料として、IPCC第4次評価報告書の概要、地球温暖化の日本への影響、京都議定書や排出権取引、東京都条例等に関する解説を作成しました。参考資料としては、日弁連が地球温暖化防止に向けて作成した意見書、理事会決議、会長声明等を掲載しました。また、企業が省エネ法に基づき経済産業省に提出している定期報告書の情報公開を求める、行政文書不開示処分取消請求訴訟の主要判例も掲載されています。

過去に開催された研修会の資料（テキスト）は会員向けに販売されていますので、ご希望の方は日弁連事務局へお問い合わせください。また、日弁連会員ホームページの「日弁連研修総合サイト」から、当日の研修の様子が視聴できますのでご利用下さい。

■ 安全？必要？温暖化に有効？核燃料サイクルへの疑問

—再処理・プルサーマル・もんじゅが動き出す前にもう一度考えよう—

第二東京弁護士会 青木 秀樹

1 2008年9月20日（土）午後1時～5時、弁護士会館クレオで、「核燃料サイクルへの疑問」をテーマにシンポジウムを開催しました。これまで日弁連は、核燃料サイクルの中止を求め続けてきましたが、国及び企業は、日弁連の意見を聞き入れることなく、2005年10月には「原子力政策大綱」が閣議決定され、資源エネルギー庁はこれを具体化した「原子力立国計画」をたて、六ヶ所再処理工場の本格操業開始、プルサーマル導入、高速増殖炉サイクルの早期実用化等の核燃料サイクルの推進をし、現在は核燃料サイクルの本格稼働の一步手前の状態です。

国は核燃料サイクルを推進する理由として、①エネルギーセキュリティの確保、②ウラン資源の有効利用、③放射性廃棄物の低減化を挙げ、プルサーマルの安全性については、①プルトニウムによる核反応の評価は既に確立されている、②MOX燃料については諸外国で多くの実績があり、日本でも少数体として装荷され、信頼性等は確認されている、③プルサーマル実施にあたって、MOX燃料使用に関する安全審査をすると説明しています。しかし、果たしてそうなのでしょうか。

地球温暖化の防止の掛声の下で、原子力発電が推進されようとし、さらに、エネルギー供給の安定化の掛声の下で、プルトニウム利用計画が本格化されようとしている今、最も原発による電力を利用しているが、最も核燃料サイクルへの関心が薄いと思われる東京において、推進側を

交えたシンポジウムを開催し、核燃料サイクルを真剣に考える機会をもつべきと考えました。日弁連から基調報告、変動地形学が専門の渡辺満久氏（東洋大学社会学部教授）の「原子力施設の活断層調査・評価の問題点について」の講演、六ヶ所再処理工場のある青森県、玄海原発のプルサーマル計画がある佐賀県、高速増殖炉もんじゅのある福井県から各現地報告、そして、パネルディスカッションの構成でシンポジウムを行いました。原子力安全・保安院、資源エネルギー庁に対し、パネルディスカッションへの参加を要請しましたが、断られ実現しなかったのは、非常に残念でした。

2 基調報告は、①エネルギーの安定供給に資する訳ではない、②ウラン資源を有効に利用することにはならない、③放射性廃棄物の低減にならない、④再処理には経済性がない、⑤高速増殖炉の実用化の目途はなく、使用目的のないプルトニウムの保有は、核不拡散に反する等、これまで日弁連が指摘してきた核燃料サイクルへの疑問を呈して始まりました。渡辺氏から、六ヶ所村を含めた全国の6つの原子力施設の活断層調査・評価の問題点について説明がなされ、例えば、六ヶ所再処理工場周辺には長さ100km、M8クラスの地震を引き起こす大陸棚外縁断層があるが、国・電力会社はこれを認めない事情が分かりやすく説明されました。安全性を確保するためには変動地形を正しく理解し、正しい調査手法が適用されなければならないとこ

ろ、これまでの審査システムでは、実質的審査がなされず、審査に当たる専門家の能力不足、申請者側を指導する専門家が評価する等の問題があることが指摘されました。これは、原発に限らず、他の安全審査も含めた安全審査全般の問題であるように思えます。

パネルディスカッションは、小出裕章氏（京都大学原子炉実験所助手）、西尾漠氏（原子力資料情報室共同代表）、田窪雅文氏（ウェブサイト「核情報」主宰）をパネラーとして行われ、小出氏には「核燃料サイクルの安全性と核武装問題」、西尾氏には「核燃料サイクルは必要なのか？温暖化防止に有効か？」、田窪氏には「再処理と核不拡散」についてコメントしてもらい、ディスカッションを進めました。再処理工場は膨大な放射能を扱い、平常時でも放射能汚染が必然的で、事故時の被害は甚大であること、プルサーマルは使い道のないプルトニウムを燃やす計画に過ぎないこと、高速増殖炉の実用化は夢のまた夢であること、原発は温暖化防止に有効ではないこと、六ヶ所は核兵器を持ってない国における最初の再処理工場であり、核不拡散の努力の妨げになること等、核燃料サイクルの中止を裏付ける発言が相次ぎました。熱気に満ちたシンポジウムであり、参加者には真剣に考える材料が提供されたと思います。そして、このニュースを切っ掛けに、さらに議論の輪が広まることを願います。

■ シンポジウム

「水俣病の抜本的救済を目指して」の報告

第二東京弁護士会 中下 裕子

2008年11月1日、日弁連、九弁連、熊本県弁護士会、鹿児島県弁護士会の共催で、「シンポジウム『水俣病の抜本的救済』を目指して」がクレオで開催されました。連休の初日にもかかわらず、約150名の参加がありました。

水俣病については、日弁連は長年にわたってその抜本的解決のために種々の取組みを重ねてきました。2007年9月には「水俣病問題について抜本的な救済策を求める意見書」を発表するとともに、公害対策・環境保全委員会と人権擁護委員会でPTを設置して与野党議員に対するロビー活動を行ってきました。2008年6月には、100余名の患者さんを対象にした聞き取り調査も実施しました。今回のシンポジウムは、この調査結果報告とともに、水俣病問題の本質に迫り、救済のあり方を考えたいとの趣旨で開催されたものです。

まず、水俣病研究の第一人者である原田正純熊本学園大学教授による基調講演が行われました。原田教授は、胎児性水俣病について、当初は有機水銀が胎盤を通過することが信じてもらえず苦労されたこと、胎児性の認定患者は重症例のみで多数の胎児性・小児性患者が放置されたままであること、患者さんたちも若い頃は何とかやってきたが、50歳を過ぎると症状が急激に悪化し日常生活に支障が生じていることなどを報告された後、かけがえのない存在としての患者さんへの思いを熱く語られました。

続いて、当委員会委員の伊達雄介弁護士が実態調査結果の報告を行いました。手足のしびれ・感覚麻痺、上下肢の運動障害、視野狭窄などの症状に加えて、日常生活や仕事への影響を訴える人が多かったこと、「自分が水俣病とは思わなかった」「認定申請をすると差別などの不利益が生じると思った」との回答が少なくなかったこと、現行の認定基準

は厳しすぎると考えている人が多いことなどが報告されました（詳細はホームページに掲載されている結果報告書をご覧ください）。



実態調査の結果報告

さらに、胎児性・小児性の被害者から実態報告がありました。3名の方から、幼少時からの頭痛・めまいなどの症状や、運動がうまくできない、言葉がうまくしゃべれないことで差別されてきたことなど、それぞれのつらく、苦しい経験が生々しい言葉で語られました。「健康であったら、別の人生があったろうにと思うと悔しい」との発言は、重く胸に響くものでした。

この後、神経内科医の高岡滋医師、津田敏秀岡山大教授、熊本日日新聞社の山口和也氏、松野信夫民主党参議院議員という多彩なパネリストによるディスカッションが、当PT座長の三角恒弁護士の司会で行われました。

高岡医師は、多くの水俣病患者の診察をしてこられた経験から、水俣病の病像について、急性・劇症型から感覚障害などの慢性症状まで、多彩で連続的な重症度を示す中毒性疾患であると説明されました。そして、こうした実態に照らして、現行の認定基準（昭和52年判断条件）も、認定審査会の審査も、重大な誤りがあることを指摘されました。さらにご自身らが開発された「共通診断書」をはじめ、行政のとるべき対応策を示されました。

津田教授は、疫学の観点から、水俣病事件は本来食中毒事件として処理されるべきであったこと、昭和52年判断条件は他の公害事件や食中毒事件の因果関係の考え方に照らしても明らかに誤っていることを指摘された上、申請から認定まで30年もかかる現行認定審査制度は、到底患者の救済制度とはいえず、人権侵害に他ならないと話されました。

山口氏は、行政の情報提供が不十分だったため、自分が水俣病とは思わずにいた患者が多かったり、水俣病に対する差別偏見が広がってしまったなどの弊害が生じたことや、IPCSの水銀基準強化の動きに対しても環境庁がこれを抑制しようとしたことなど行政の対応を厳しく批判されるとともに、世界的な水銀規制の動きの中で、不知火海沿岸の健康調査を実施し、被害の抜本的救済を行うことの意義を強調されました。

松野議員は、関西水俣病最高裁判決に依拠した特別法の制定という民主党案と、従来の施策の一部手直しにとどまる与党PT案との違いを説明されるとともに、ご自身の弁護士経験を踏まえて、水俣病の全容解明と抜本的救済の重要性を強く訴えられました。

このように、さまざまな角度から水俣病問題を深く掘り下げた、大変中身の濃いシンポジウムでした。今後PTでは、これを受けて、新たな意見書作成等の活動にさらに積極的に取り組む予定です。



会場では写真パネルの展示も

■ セミナー「徹底検証！環境影響評価法改正への提言」 ～現行法全面施行から10年目の立法改正提言に向けて～

兵庫県弁護士会 関根 孝道

1 はじめに

2008年11月29日、弁護士会館で表題のセミナーが開催された。

現行の環境影響評価法は2009年の6月に見直し時期を迎える。このセミナーは公害対策・環境保全委員会環境法部会の立法改正提言である「環境影響評価法改正に係る第一次意見書」を世に問うものであった。パネリストとして、沼田正樹氏（環境省課長補佐）、畠山武道氏（上智大学大学院教授）、吉田正人氏（日本自然保護協会理事）の3名を招き、環境法部会員の藤原猛爾委員が加わった。沼田氏は同省環境影響評価課で同法の見直し検討作業を担当され、畠山氏は日本の環境影響評価法制度に精通し、吉田氏はこれまで多くのアセス事例を調査研究し、藤原委員は早い時期から日弁連で同法の制定・改正に携わってきた第一人者である。セミナーの一般参加者には環境法・行政法等の分野で著名な学者が多くみられた。

2 セミナーの構成

セミナーは大きく二部構成であった。第一部の現場事例報告は、「現場に始まり、現場に終わる」日弁連の現場主義のスタンスに基づき、各地のアセス問題事例の紹介がなされた。具体的には、(1)沖縄やんばるの諸開発に蔓延するアセス脱法事例、(2)普天間代替施設のアセスの問題点、(3)設楽ダムのアセス事例の3つ



実例に基づき問題点が指摘された

が紹介された。(1)では、林道開設の対象規模要件が「車道幅員4m以上、延長2km以上」と定められているので、車道幅員を4m未満としてスソ切りを行い幅員外の法面部分を大規模に改変している事例、大保ダム建設において、人口営巣木の設置という代償措置の実施で環境保全措置が講じられたとして数百ヘクタールの広大な森林伐採がなされたり、建設による残土処分埋立が住宅用地造成の別事業にすり替えられてアセス実施がされた事例、良好な自然林の皆伐が環境保全のための森林整備事業（造林）として実施されアセス対象外とされた事例などが報告された。(2)では、方法書作成の手續（スコーピング）に焦点を当て、事前調査と称して方法書作成前に環境改変がなされたり、不十分な方法書内容のため評価項目や評価手法につき意見提出が困難であること、方法書の公告・縦覧方法の不便さゆえに情報提供・住民参加の実が挙げられていない実態が報告された。(3)では、とくに調査範囲など環境影響の評価方法を中心に、事業者主導で評価項目・手法が決められ調査・予測・評価のアセス実施がなされる問題点が指摘された。第二部は、以上の事例報告を受けてのパネル討論であった。

3 パネル討論

討論は日弁連意見書を中心に展開された。意見書の論点は多岐に亘る。意見書は、(1)基本原則、(2)対象事業、(3)方法書、(4)代替案、(5)横断条項、(6)評価の項目・基準・審査、(7)市民参加、(8)争訟手續、(9)環境影響評価条例との関係、(10)事後調査の各項目に及んでいる。討論は、主に、対象事業、方法書、代替案、争訟手續の4論点に絞って行われた。

対象事業については、現行法の制限列挙主義の範囲が狭すぎること、



多彩なパネリストによる議論

環境保全の実効化の観点からは対象事業を拡大すべききことで一致した。具体的には、「環境に著しい影響を及ぼす事業」といった網羅的な括り方の意見も出されたが、その場合の簡易アセス手續の導入など多くの検討課題が指摘された。方法書に関しては、第一部の事例報告を踏まえ、現行法の目玉とされたスコーピングが当初意図したような効果が挙げられていないこと、記載内容・方法の改善が必要なこと、縦覧・公告の電子化などが課題として議論された。

代替案のところでは、現行法上の位置づけが曖昧であること、代替案の射程につき「事業者により実行可能な範囲」内から「ノーアクション案を含む合理的な範囲」への拡大、環境保全措置の代替案に関連して、環境影響の回避・低減・代償の優先順位の法定などが俎上にのぼった。最後に、争訟手續については、環境影響評価法による原告適格要件の明示、審査基準の具体化・法定要件化、アセス結果と横断条項のリンクによる司法審査の可能性などが、議論された。

4 今後の展開

環境法部会では、以上の事例報告・パネル討論の成果を踏まえ、第二次意見書の作成に取り組んでいく。第二次意見書は具体的な改正要綱案を目指している。完成後は、日弁連の立法対策センターともタイアップして、立法改正の運動を展開したい。

意見書の紹介

排出量取引制度に関する意見書（2008年9月18日）

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/080918.html>

環境影響評価法改正に係る第一次意見書（2008年11月18日）

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/081118-2.html>

泡瀬干潟埋立事業訴訟那覇地裁判決の控訴に関する会長談話（2008年12月5日）

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/081205_2.html

発行：日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 tel 03-3580-9841 fax 03-3580-2896

（「公害・環境」は再生紙を使用して作成しています。）